

恵庭市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第21号

恵庭市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
恵庭市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則（平成27年規則第3号）の一部を
次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第17条（略） （職務の内容） 第18条（略） 2 放課後児童支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）～（3）（略） （4）連絡帳の記載等による保護者との連絡 （5）～（9）（略） 3（略） 第19条～第28条（略） （秘密保持等） 第29条 市長は、学童クラブの運営に当たり、利用者及びその保護者の個人情報の保護等について、 <u>恵庭市個人情報保護条例(平成9年条例第1号)</u> の _____の 規定を遵守しなければならない。	第1条～第17条（略） （職務の内容） 第18条（略） 2 放課後児童支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）～（3）（略） （4）連絡帳_____等による保護者との連絡 （5）～（9）（略） 3（略） 第19条～第28条（略） （秘密保持等） 第29条 市長は、学童クラブの運営に当たり、利用者及びその保護者の個人情報の保護等について、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> 及び <u>恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第20号)</u> の規定を遵守しなければならない。

現行				改正案			
第30条～第33条 (略)				第30条～第33条 (略)			
別表第1(第5条関係)				別表第1(第5条関係)			
名称	位置	事業の実施地域	定員	名称	位置	事業の実施地域	定員
(略)				(略)			
和光第2学童クラブ	恵庭市黄金南5丁目11番地1(恵庭市黄金ふれあいセンター)	和光小学校区	54人	和光第2学童クラブ	恵庭市黄金南5丁目11番地1(恵庭市黄金ふれあいセンター)	和光小学校区	76人
(略)				(略)			
松恵学童クラブ	恵庭市中央449番地(東恵庭会館)	松恵小学校区	120人	松恵学童クラブ	恵庭市中央449番地(東恵庭会館)	松恵小学校区	43人
別表第2(第7条関係)				別表第2(第7条関係)			
名称	位置	事業の実施地域	定員	名称	位置	事業の実施地域	定員
(略)				(略)			
恵み野旭第2学童クラブ	恵庭市恵み野北4丁目1番7(恵み野旭小学校管理者住宅)	恵み野旭小学校区	30人	恵み野旭第3学童クラブ	恵庭市恵み野北3丁目1番1(恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社)	恵み野旭小学校区	44人
松恵学童クラブ	恵庭市中央449番地(東恵庭会館)	松恵小学校区	120人	松恵学童クラブ	恵庭市中央449番地(東恵庭会館)	松恵小学校区	43人
別表第3・別表第4 (略)				別表第3・別表第4 (略)			
様式第1号(第10条関係)				様式第1号(第10条関係)			

現行

申込書(現行案)

教育委員会様へ送付する書類

留意事項

本表は、教育委員会様へ送付する書類であり、必ずお読みください。また、本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。また、本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。

氏名	〒	〒
住所	〒	〒
連絡先	〒	〒
学校名	〒	〒

入学年次	入学期	学年
入学年次	入学期	学年
入学年次	入学期	学年

項目	内容	備考
□	本市に転居した者がいる。	転居先住所
□	本市に転居した者がいない。	
□	本市に転居した者がいない。	
□	本市に転居した者がいない。	

入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子

入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子

学年	人数	性別	合計
1年	1	男子	1
2年	2	男子	2
3年	3	男子	3
4年	4	男子	4

学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別

学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別

その他に記入する事項(必要に応じて記入してください)

改正案

申込書(改正案)

教育委員会様へ送付する書類

留意事項

本表は、教育委員会様へ送付する書類であり、必ずお読みください。また、本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。また、本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。

氏名	〒	〒
住所	〒	〒
連絡先	〒	〒
学校名	〒	〒

入学年次	入学期	学年
入学年次	入学期	学年
入学年次	入学期	学年

項目	内容	備考
□	本市に転居した者がいる。	転居先住所
□	本市に転居した者がいない。	
□	本市に転居した者がいない。	
□	本市に転居した者がいない。	

入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子

入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子
入学者の性別	男子	女子

学年	人数	性別	合計
1年	1	男子	1
2年	2	男子	2
3年	3	男子	3
4年	4	男子	4

学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別

学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別
学年	人数	性別

その他に記入する事項(必要に応じて記入してください)

※本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。

※本表の記載事項は、必ず教育委員会様のホームページ(www.city.nagasaki.jp)で確認してください。

現行

【別紙】

児童の意見

児童氏名
性別 年 月 日

児童の意見

定 人	<input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 少ない	時期	<input type="checkbox"/> なかなかしてない <input type="checkbox"/> ほとんどしてない
頻度	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	場所	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
内容	<input type="checkbox"/> 説明 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/> 叱責 <input type="checkbox"/> 叱咤 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 不明	保護者の意見	本人 <input type="checkbox"/> 大でできる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 大でできる <input type="checkbox"/> できない
クラスに ついて	<input type="checkbox"/> 通常学習 <input type="checkbox"/> 特別学習 <input type="checkbox"/> 特別中	その他(保護者や先生からの指導で本人が学習を止める事や、 特別学習や特別指導を受ける事など、特別支援学級(特別 支援室)に関する事項)を、詳しく記入してください。	
保護者の 意見	保護者の意見(必要に応じて記入してください)		
その他 の意見	その他(必要に応じて記入してください)		

※「多い」等(学習クラブ利用日における多い)等(学習クラブ利用日における)を詳しく記入してください。

日	期	時	分
月・日	月・日	時	分
月・日	月・日	時	分
月・日	月・日	時	分

その他(必要に応じて記入してください)

※裏面に記入してください。

自宅からの意見(学校から自宅への連絡が行われるよう希望のローンを張り又は記入してください)

様式第 2 号～様式第 4 号 (略)

様式第 4 号の 2(第 11 条関係)

改正案

【別紙】

児童の意見

児童氏名
性別 (特) 年 月 日

児童の意見

定 人	<input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 少ない	時期	<input type="checkbox"/> なかなかしてない <input type="checkbox"/> ほとんどしてない
頻度	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	場所	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
内容	<input type="checkbox"/> 説明 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/> 叱責 <input type="checkbox"/> 叱咤 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 不明	保護者の意見	本人 <input type="checkbox"/> 大でできる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 大でできる <input type="checkbox"/> できない
クラスに ついて	<input type="checkbox"/> 通常学習 <input type="checkbox"/> 特別学習 <input type="checkbox"/> 特別中	その他(保護者や先生からの指導で本人が学習を止める事や、 特別学習や特別指導を受ける事など、特別支援学級(特別 支援室)に関する事項)を、詳しく記入してください。	
保護者の 意見	保護者の意見(必要に応じて記入してください)		
その他 の意見	その他(必要に応じて記入してください)		

※「多い」等(学習クラブ利用日における多い)等(学習クラブ利用日における)を詳しく記入してください。

日	期	時	分
月・日	月・日	時	分
月・日	月・日	時	分
月・日	月・日	時	分

その他(必要に応じて記入してください)

※裏面に記入してください。

自宅からの意見(学校から自宅への連絡が行われるよう希望のローンを張り又は記入してください)

様式第 2 号～様式第 4 号 (略)

様式第 4 号の 2(第 11 条関係)

現行

様式第4号の2(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

志紀市長

志紀市学童クラブ人会保届通知書

年 月 日付けで有償のありました学童クラブの利用について、志紀市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第11条の規定に基づき、次の理由で人会保届となりましたので通知します。

記

Table with 3 rows: 児童の氏名, 学童クラブの名称, 届出の理由

(指示)

- 1 この処分が不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

改正案

様式第4号の2(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

志紀市長

志紀市学童クラブ入会届通知書

年 月 日付けで有償のありました学童クラブの利用について、志紀市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第11条の規定に基づき、次の理由で人会保届となりましたので通知します。

記

Table with 3 rows: 児童の氏名, 小学校区名, 届出の理由

(指示)

- 1 この処分が不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第4号の3～様式第7号(略)

様式第8号(第16条関係)

様式第8号(第16条関係)

(記号)第 号
年 月 日

(届出者)

様

志紀市長

志紀市学童クラブ負担金減免決定通知書

志紀市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第16条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

Table with 5 rows: 利用児童の氏名, 学童クラブ名, 減免後の負担金の額(毎年度負担金), 減免後の負担金の額(上限額の利用), 減免の期間, 減免決定理由

(指示)

- 1 この処分が不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第4号の3～様式第7号(略)

様式第8号(第16条関係)

様式第8号(第16条関係)

(記号)第 号
年 月 日

(届出者)

様

志紀市長

志紀市学童クラブ負担金減免決定通知書

志紀市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第16条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

Table with 5 rows: 利用児童の氏名, 学童クラブ名, 減免後の負担金の額(毎年度負担金), 減免後の負担金の額(上限額の利用), 減免の期間, 減免決定理由

(指示)

- 1 この処分が不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

